

## 第 8 回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日      平成 28 年 10 月 14 日（金）      午後 1 時 26 分  
 2. 開会の場所      鶴田町役場      301～303 委員会室  
 3. 閉会の年月日      平成 28 年 10 月 14 日（金）      午後 1 時 42 分

4. 出席委員（15 人）の番号及び氏名

1 番 澁谷 秀明	2 番 太田 豪	3 番 成田 悦夫	4 番 高橋 洋美
5 番 三浦 久利	6 番 佐藤 正悟	7 番 棟方 廣光	8 番 川村 博行
9 番 澁谷 和仁	10 番 貴田 徳正	11 番 瀬戸 弘之	12 番 石村 孝憲
13 番 瓜田 良一	14 番 <del>相馬 一二</del>	15 番 下山 勝源	16 番 成田 春光

5. 欠席委員（1 人）

14 番 相馬一二

6. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名  
 第 2 参与及び書記の任命  
 第 3 議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について  
       議案第 32 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農地所有権移転の許可について  
       議案第 33 号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について  
       報告第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
       報告第 20 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 一人	事務局次長 佐々木 明彦	総括主幹 齋藤 千帆	主査 佐藤 春奈
------------	--------------	------------	----------

8. 会議の概要

開会    午後 1 時 26 分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第 8 条に基づき、会長成田春光が議長となる。

議 長

只今の出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
 これより、第 8 回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、10 番貴田徳正委員と、13 番瓜田良一委員を指名します。また、参与には下山会長職務代理、佐藤局長、佐々木次長、書記には齋藤総括主幹、佐藤主査を任命します。

会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

【なし】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第 31 号から議案第 33 号まで一括議題とし、順次審議に

入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長 異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第31号の審議に入ります。

事務局より、説明願います。

事 務 局 議案第31号農地法第5条第1項の規定に基づく農地所有権移転用許可の意見について。  
農地法施行令第15条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。

本案件は1件です。

場所につきましては、配付している資料の「第8回総会議案第31号第5条農地転用許可申請位置図」をご確認ください。この土地の所在は、〇〇字〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,736㎡です。

申請理由は、事業用の駐車場用地であり、農地区分は第1種農地です。

第1種農地は、原則的には転用申請できないことになっていますが、県の構造政策課と協議したところ、不許可の例外として転用可能であるという回答をもらっています。

この場所は、横范ふれあいセンターから東側へ300mの辺りに位置し、県道横范・大俵・板柳線に面しており、転用目的は事業用大型トラック等の駐車場であり、付近に被害を及ぼすおそれがないと思われます。以上です。

議 長 それでは、議案第31号について、現地調査をした委員から報告をお願いします。  
13番、瓜田委員。

瓜田委員 はい、13番瓜田です。

去る10月5日、澁谷秀明委員、事務局と現地調査をいたしました。

この場所は、横范ふれあいセンターから東側へ300mの辺りに位置し、県道横范・大俵・板柳線に面している畑の転用申請であります。

申請地の面積は、1,736㎡です。転用目的は、駐車場用地であります。周辺は住宅地であり、また、申請地の西側に接している農地は、今回申請者が第3条で取得予定の農地でもあり、付近に被害を及ぼすおそれはないと認められます。以上、報告を終わります。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第32号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員からの報告をお願いします。

1番、澁谷秀明委員。

澁谷委員 はい、1番澁谷です。

それでは報告をいたします。

去る10月5日、瓜田良一委員、事務局と現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。この件については、耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議 長 ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第32号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。  
農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。  
本案件は1件です。No.1については、売買となっています。  
農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第33号について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第33号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。  
本案件は15件です。本案件の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
契約期間及び賃借料については、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。  
議案第31号から議案第33号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。

次に、報告第19号について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。  
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議 長 ないので、質問を打ち切ります。

次に、報告第20号について事務局より説明願います。

事務局 報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。No.1、No.2については、相続により所有権を取得したものです。以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なし】

議長 ないので、質問を打ち切ります。

暫時休憩します。(午後1時36分)

再開します。(午後1時42分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第8回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後1時42分)